

糸島市経営基盤安定化支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中東情勢の悪化に伴う原油価格や物流コスト等の急激な上昇により、一時的な資金繰りの悪化が見込まれる市内中小企業者に対し、その負担の軽減を図るため、市が予算の範囲内で交付する糸島市経営基盤安定化支援金（以下「支援金」という。）に関し、糸島市補助金等交付規則（平成22年1月1日規則第55号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 信用保証協会 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された法人をいう。
- (2) 保証付き融資 信用保証協会の信用保証を付して受ける融資をいう。
- (3) 信用保証料 保証付き融資を受ける又は条件変更するにあたり、信用保証協会に対して支払う保証料をいう。
- (4) 対象期間 支援金の算定対象となる期間であって、融資実行日又は条件変更日から起算して12か月間（保証期間が12か月未満の場合は、当該保証期間）をいう。
- (5) 対象融資 保証付き融資であって、別表に掲げる対象外融資を除いたものをいう。
- (6) 条件変更 対象融資に係る返済期間の延長、返済方法の変更その他の融資条件の変更をいう。

(交付対象事業者)

第3条 支援金の交付対象となる事業者（以下「交付対象者」という。）は、令和8年2月28日から令和9年1月31日までの間に、対象融資を受けた者又は同期間内に対象融資の条件変更を行い、追加の信用保証料の支払いが発生した者であって、中東情勢の悪化により事業活動に影響を受けており、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 法人の場合は、市内に本店を有し、かつ当該場所において事業実態を有する者
- (2) 個人の場合は、市内に主たる事業所（店舗、工場、事務所等）を有し、かつ当該場所において事業実態を有する者

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付対象としない。

- (1) 交付対象者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）と認められるとき。
- (2) 交付対象者が行う事業の経営又は運営に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員

等」という。)が実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 交付対象者が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 交付対象者が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 交付対象者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 国、地方公共団体（糸島市を含む。）その他の団体が実施する信用保証料に対する支援を目的とした他の補助金等の交付を受けているとき又は受ける予定があるとき。
- (7) その他市長が不適当と認めるとき。

（支援対象経費）

第4条 支援対象経費は、次の各号に定める額とする。

- (1) 前条第1項に定める期間に融資が実行された対象融資については、当該融資に係る信用保証料に12を乗じ、これを保証期間（月数）で除して得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、保証期間が12か月未満の場合は、実際の保証期間に係る信用保証料とする。
- (2) 前条第1項に定める期間に対象融資の条件変更を行い、追加の信用保証料の支払いが発生したものについては、当該追加の信用保証料に12を乗じ、これを残りの保証期間（月数）で除して得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、残りの保証期間が12か月未満の場合は、実際の残りの保証期間に係る追加の信用保証料とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、支援金の交付申請時において、繰上返済その他の事由により信用保証協会から保証料の返戻があった場合は、信用保証料から当該返戻額を控除した額を基礎として、前項の規定により支援対象経費を算定する。

（支援金の額）

第5条 支援金の額は、前条の支援対象経費の全額とし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 2 支援金の額は、1事業者につき50万円を上限とする。
- 3 予算の範囲内において交付するものとし、1事業者による支援金の申請は、1回限りとする。

（支援金の交付申請）

第6条 支援金の交付を受けようとする交付対象者は、糸島市経営基盤安定化支援金申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて令和9年2月26日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が定めるオンライン申請システムにより申請を行う場合は、当該システムへの入力をもって当該申請書の提出に代えることができる。この場合において、

申請者は、当該システムにより次に掲げる書類をアップロードしなければならない。

- (1) 本店又は主たる事業所の所在地が確認できる書類
- (2) 信用保証の内容が確認できる書類
- (3) 融資実行日（条件変更日）が確認できる書類
- (4) 振込先口座が確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（支援金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、支援金の交付の可否を決定し、支援金を交付するときは糸島市経営基盤安定化支援金交付決定通知書（様式第2号）により、支援金を交付しないときは糸島市経営基盤安定化支援金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、支援金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項を条件として付するものとする。

- (1) 支援金の対象期間が終了するまでの間、当該融資の繰上返済を行わないこと。
- (2) 本支援金の対象期間と重複する期間について、信用保証料に対する支援を目的とした他の補助金等の交付を受けないこと。

3 前項の条件により支援金の交付を受けた者は、支援金の対象期間が終了する前に繰上返済を行ったとき、支援金の算定対象となった期間について他の補助金等の交付を受けたとき、又は支援金の算定対象となった信用保証料について返戻を受けたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（支援金の取消し及び返還等）

第8条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 前条第2項第1号の条件に違反して、支援金の交付の対象期間が終了する前に当該融資の繰上返済を行ったとき。
- (3) 前条第2項第2号の条件に違反して、他の補助金等の交付を受けたとき。
- (4) 支援金の交付後に、支援金の算定対象となった信用保証料の返戻があったとき。
- (5) その他この要綱に違反したとき。

2 前項第2号又は第3号に該当する場合において信用保証料の返戻があったときは、交付した支援金の額と、当該返戻後の信用保証料を基礎として第4条の規定に準じて再計算した支援金の額との差額を返還させるものとする。

（帳簿類の保存）

第9条 支援金の交付を受けた者は、支援金の交付に関する帳簿及び関係書類を、当該支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年10月14日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年1月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定を受けた支援金に係る返還その他の処分、帳簿類の保存その他必要な手続については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別表（第2条関係）

対象外融資	保証の種類
創業に関する資金	創業関連保証、創業サポート保証、スタートアップ創出促進保証、新規創業資金、その他それらに類するもの
廃業に関する資金	自主廃業支援保証、その他それらに類するもの